

岡山市介護プロフェッショナル認定制度要綱

(目的)

第1条 この要綱は、厚生労働省が定める介護職員資質向上促進事業実施要綱（以下「国要綱」という。）に規定する介護プロフェッショナルキャリア段位制度（以下「介護キャリア段位制度」という。）に基づき、評価者（アセッサー）の資格を取得した者を、岡山市介護プロフェッショナル（以下「介護プロ」という。）として認定することにより、介護職員の資質向上及びキャリア形成を図るとともに、その社会的評価を高め、もって優秀な介護人材の確保及び定着を促進することを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) レベル3以上認定者 国要綱に規定する介護キャリア段位制度レベル認定委員会からレベル3以上の認定を受け、及びレベル認定証を交付された介護職員をいう。
- (2) アセッサー レベル3以上の認定者であって、国要綱に規定する評価者（アセッサー）講習を受講し、評価者講習修了証の交付を受け、及び国要綱の規定に基づき介護職員資質向上促進事業を行う事業主体に評価開始の届出を行った者をいう。
- (3) 介護サービス事業所等 介護保険サービス事業に係る介護福祉サービス事業所又は介護保険施設（いずれも市内に存するものに限る。）であって、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準」（平成12年厚生省告示第19号）等の介護報酬に係る告示による介護職員処遇改善加算を算定しているものをいう。
- (4) 役員 事業所を運営又は経営する法人業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、事業を行う者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む者をいう。
- (5) 管理者 当該申請に係る事業所を管理する者をいう。

(介護プロ)

第3条 介護サービス事業所等に勤務するアセッサー（常勤又は非常勤の別を問わず、同一の介護サービス事業所等に3か月以上かつ週20時間以上勤務する者に限る。）は、当該介護サービス事業所等を運営する法人等（以下「運営法人等」という。）の推薦により、介護プロの認定を受けることができる。

(介護プロの推薦方法)

第4条 介護サービス事業所等を運営する法人等は、アセッサーが前条の認定を希望するときは、別記様式第1号による推薦書を作成し、市長に提出するものとする。

(介護プロの認定)

第5条 市長は、前条の規定により推薦書が提出されたときは、アセッサーを確認の上、

当該アセッサーを介護プロとして認定するものとする。

- 2 市長は、介護プロを認定したときは、当該介護プロに対し、別記様式第2号による岡山市介護プロフェッショナル認定証（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

（推薦者）

第6条 次の各号のいずれかに該当する介護サービス事業所等を運営する法人等は、推薦者としなない。

- (1) 本市の市税を完納していない介護サービス事業所等を運営する法人等
- (2) 介護サービス事業所等の役員及び管理者が、岡山市暴力団排除基本条例（平成24年市条例第3号）第2条第2号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む。）である法人等
- (3) 岡山市補助金等交付規則第20条第1項各号に定める事由により補助金の交付決定の取り消しを受け、当該取消しの日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない法人等
- (4) 本市の行政処分を受けた日の属する年度の翌年度から起算して3年を経過していない法人等

（委任）

第7条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行する。